

パブリックコメントの実施

吉岡町土砂等による埋立て等の規制に関する条例



住民生活と環境の保全、災害防止を図るため、土砂等による埋立て等について必要な規制を行うものです。

より良いものをつくるために、皆様からご意見を募集します。

計画や条例案は、担当窓口または町ホームページでご覧ください。

▼募集期間
6月25日(金)～7月14日(火)消印有効

▼意見提出方法

任意の用紙に意見、住所、氏名を記入し、郵送・FAXまたは持参してください。

▼公募結果

ご意見の公表にあたり、個人情報への公開はしません。また、個別の回答は行いません。

▼意見提出・問い合わせ先

住民課 協働環境室
☎ 26・2245 (直通)
FAX 54・8681

より良い町づくりのために

委員を公募

吉岡町総合計画審議会

町の将来像を掲げる第6次吉岡町総合計画を策定するため、審議会委員の一部を募集します。

総合計画は10年間の長期計画であり、町の最上位計画に位置付けられております。

▼募集人員 2人

▼任期 委嘱日(令和3年3月末(予定))

▼会議の開催 3回程度

補助金等審査委員会

町が交付する補助金などについて、支出の適正化や透明性の確保の観点から公益性の再検討を行い、健全な財政運営を推進するために設置された委員会です。町民皆さまの意見を反映するために、委員の一部を募集します。

▼募集人員 1人

▼任期 2年

共通事項

▼報酬 1回4,400円

▼対象

次の2つの事項に当てはまる人

①町に住所を有し、昭和25年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた人

②町の他の委員会などの委員を3以上兼務していない人

▼申し込み締め切り

6月25日(金)必着

▼選考方法 原則書類選考、必要に応じて面接を行います。

▼申し込み方法

申込書に必要事項を記入し、企画室宛に郵送、FAX、電子メールまたは持参してください。

※申込書は企画室で受け取るか、町ホームページからダウンロードしてください。

▼申し込み・問い合わせ先

企画財政課 企画室
☎ 26・2241 (直通)
FAX 54・8681

✉ kikaku@town.yoshioka.gunma.jp

gunma.jp



メーター周辺をきれいに
水道検針業務にご協力ください



水道メーターは水道料金を算出するためだけでなく、漏水の発見にも役立っています。

毎月14日から1週間程度(土日を含む)が水道メーターの検針期間です。

※検針期間は天候などによりずれることがあります。

検針しやすい状態の維持にご協力ください。

●周辺の草や木を除去する。

※夏場は草が繁茂し、検針の妨げになる場合があります。

●メーターボックスの上に自動車や物を置かない。

●出入り口やメーターボックス付近に犬をつながない。

▼問い合わせ先

上下水道課 上水道室
☎ 54・1118 (直通)

今月の納税

町県民税普通徴収…1期

納期限 6月30日(火)

コンビニエンスストアでも納付できます。
また、便利で確実な口座振替も
ご利用ください。

春の環境美化週間

ごみ収集場所マナーアップ週間

5月・6月は春の環境美化月間です。町では、環境美化推進協議会と各自治会の協力を得て、**6月22日(月)～26日(金)**の期間、ごみの出し方などの一斉指導を行います。

この期間、各ごみ収集場所で、腕章を付けた役員が現地指導をします。ご協力をお願いします。



町指定ごみ袋で出していない物については、注意シールを貼りますので、必ず指定袋をご使用ください。

▼問い合わせ先

住民課 協働環境室
☎26・2245(直通)



まちの鳥

工事開始前に業者へご相談ください

家庭用浄化槽設置補助金の交付



まちの木

家庭用浄化槽(合併処理浄化槽)を設置する人に、浄化槽設置補助金を交付しています。単独処理浄化槽かくみ取り槽を合併処理浄化槽へ切り替える場合、町の補助金に加えて、県の浄化槽工コ補助金も受けられます。補助金の申請期限は、いずれも**12月25日**金までです。

通常、事業者が申請書類などを揃えて町へ提出します。必ず工事を始める前に事業者と相談してください。

▼対象区域

公共下水道区域および農業集落排水区域を除く全域。(ただし、農業集落排水区域では、新規のつなぎ込みができない区域は対象となる場合もあります。)

▼補助金額

5人槽 17万4千円、7人槽 22万5千円、10人槽 29万8千円

※浄化槽工コ補助金を受ける場合は、右記に加えて10万円

▼問い合わせ先

上下水道課 下水道室
☎26・2284(直通)

保守点検・清掃・法定検査など

浄化槽の維持管理を忘れずに

浄化槽の維持管理は、保守点検・清掃・法定検査に分かれ、浄化槽法でそれぞれ定期的に実施することが義務付けられています。

保守点検

機械の点検・補修や消毒剤の補給などです。家庭用の小型浄化槽では4カ月に1回以上の実施が義務付けられています。知事の登録を受けた登録業者に委託してください。

清掃

浄化槽内にたまった汚泥などを抜きとる作業です。これらがたまりすぎると浄化槽の機能に支障を来し、処理が不十分になったり、悪臭の原因になったりします。毎年1回(全ばっ気型の浄化槽は年2回)の実施が義務付けられています。市町村長の許可を受けた浄化槽清掃業者に委託してください。

法定検査

水質に関する調査です。浄化槽の使用開始後3ヶ月の間と7条検査、その後は毎年1回検査(11条検査)を受けることが義務付けられています。検査は群馬県環境検

査事業団が行います。

※処理対家人数が50人以下の浄化槽で、指定採水員がいる保守点検業者と保守点検契約をしている場合は、保守点検業者が現場での11条検査を代行して行える場合があります。

▼町内登録業者

(前橋環境管理センター)
☎54・7900
(北群馬衛生社)
☎54・2768

清掃

(有)茨川衛生社 ☎22・0923
(有)関東清掃社 ☎22・0294
(有)北群馬衛生社 ☎54・2768

▼問い合わせ先

上下水道課 下水道室
☎26・2284(直通)

法定検査について

群馬県環境検査事業団
☎027・2800・5222

浄化槽について

中部環境事務所
☎027・219・2020



まちの花

危険なブロック塀はありませんか

ブロック塀等除却補助金のご案内



ブロック塀の倒壊などによる人命被害を減らすため、危険なブロック塀の除却費を一部補助します。

▼補助対象となるブロック塀

●道路に面したブロック塀で、道路面からの高さが80cmを超えるもの

●国、地方公共団体などの公共用地の取得に伴う損失補償の対象になっていないもの

●国、県、吉岡町が管理する道路のうち緊急輸送道路並びに通学路にあるもの

※その他適用条件有り

▼補助金額

1mあたり2万円または除却費用の3分の2の低い方(上限20万円)

▼申請期間

6月5日(金)～11月30日(日)

※予算がなくなり次第、受け付けを終了します。お気軽にお問い合わせください。

ブロック塀の安全点検をしましょう

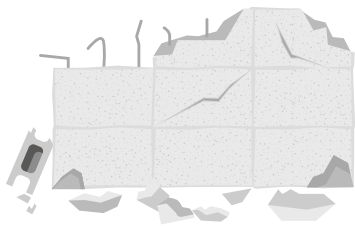


ブロック塀は法律に適合していますか。老朽化してひびや傾きは出ていませんか。地震の少ないと思われていた地域でも地震は突然発生します。定期的に点検し、安全を確認しましょう。

詳しくは、町ホームページをご確認ください。

▼問い合わせ先

建設課 都市建設室
☎26・2278 (直通)



安全な通行のために

樹木の伐採・所有地管理のお願い



道路や歩道に張り出した枝や倒木は、通行する人や車の妨げとなり、大変危険です。災害時の安全確保のためにも、樹木管理にご協力ください。特に、通学路では、管理の徹底をお願いします。

土地を所有している人へ
所有する土地などが次のような状態の場合は、樹木の伐採や枝払いが必要です。

●道路や歩道に枝が張りだしている

●枯れ木や折れ枝が通行の邪魔をしている

●竹木の繁茂が通行の邪魔をしている

私有地から張り出した枝は、土地所有者に所有権があるため、町では伐採できません。

また、倒木などが原因で通行者や車に事故が発生した場合、樹木が植生する土地の所有者が責任を問われる場合があります。

民法第717条 土地の工作物等の占有者及び所有者の責任
道路法第43条 道路に関する禁止行為

▼伐採時の注意事項

①歩行者や自転車、自動車の安全を十分確保し、また、転落事故などが起こらないように十分注意してください。

②電線や電話線がある場所で作業する場合は、管理者の立会いのもと、行ってください。事前に電力会社や電話会社に連絡してください。

▼電力会社等連絡先
東京電力群馬カスターマセンター

☎0120・995・2222
または

☎027・898・3406
受付時間は、日曜日・祝日を除いた午前9時～午後7時。

※①は午後6時まで
N T T (24時間年中無休)

☎113 (局番なし)
☎0120・444・1113

▼土地・道路に関する問い合わせ先
建設課 用地管理室

☎26・2279 (直通)



空き家を所有する人へ

老朽化危険空家の除去を補助



老朽化により倒壊などのおそれのある空き家を「老朽危険空家」と認定し、除却工事費を補助します。**対象となる老朽危険空家には必要な条件があります。**詳しくは町ホームページをご覧ください。

▼募集戸数 3戸(定数になり次第締め切ります。)

▼補助金額

除却工事費の5分の4(上限額50万円)

▼申請期間(開庁時間)

6月22日(月)～11月30日(月)

▼問い合わせ先

建設課 都市建設室

☎26・2278(直通)

▼対象
老朽危険空家を所有する個人またはその法定相続人

児童手当を受けている人はご提出を

6月は現況届の提出月



児童手当・特例給付を受けている人は、毎年6月に現況届を提出する必要があります。**現況届とは、毎年6月1日における状況を審査し、引き続き手当を受ける要件を満たすかどうかを確認するためのものです。**提出がない場合、6月以降の手当の支給が差し止められますのでご注意ください。

用封筒を同封しました。提出書類を確認のうえ、郵送での申請にご協力ください。

▼提出書類

・児童手当・特例給付現況届(押印を忘れずに)

※保険証のコピーは不要です。

・その他、必要に応じて提出する書類があります。

▼提出期限 6月30日(月)

▼問い合わせ先

健康子育て課 子育て支援室

☎26・2248(直通)

対象者には書類を送付しました。提出方法は持参または郵送です。**本年度に限り、返信**

農業の健全な発展のため

白地農地を農用地区域へ編入



農業振興地域における優良農地を確保するため、農用地区域から除外されたものの、農地転用を行っていない農地について、農用地区域への編入の手続きを行います。この手続きは、令和2年4月に除外申出された案件に合わせ

て、令和3年3月ごろの農業振興地域整備計画の変更のに行う予定です。農地転用の予定がある場合は、令和2年9月30日(木)までにご相談ください。

▼問い合わせ先

産業観光課 農業振興室

☎26・2281(直通)

安心！

認知症保険加入制度

在宅で暮らす認知症の人を対象として、町が契約者となり、認知症保険に加入できます。行方不明時の捜索、第三者に対する不慮の事故、自分自身のケガなどに備え、保険料を全額公費で負担します。

- 対象者(次の2つに該当する人)
 - ①認知症などにより徘徊のおそれのある人
 - ②「事前登録制度」および「GPS機器貸出し事業」を利用中または利用希望の人
- 申請に必要なもの
 - ①申請書一式(押印が必要です。)
 - ②顔写真と全身写真(L版)※役場のカメラで撮影することもできます。申請の際は、ご相談ください。
- 申請方法

申請に必要なものを郵送または持参してください。
※申請書一式は介護高齢室窓口で受け取るか、町ホームページからダウンロードできます。

この制度は、「よしおかあんしん見守り事業」のひとつです。事前登録制度とGPS機器貸出し事業を合わせてご利用することで、スムーズな捜索活動や早期発見が期待できます。

問い合わせ先 介護福祉課 介護高齢室 ☎26-2247(直通)